

# R4年度 移住定住環境整備事業補助金のご案内



平戸市では「ずっと住み続けたい」「住んでみたい」と思える魅力的なまちを実現するため、下記の制度を設け取組みを行っています。平戸市に移住・定住される際には、ぜひご活用ください。

【お問合せ先】  
 〒859-5192  
 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地3  
 平戸市役所 企画財政課 移住・定住政策班  
 TEL:0950-22-9105  
 E-mail:teiju@city.hirado.lg.jp

## 用語の定義

### 定住

平戸市の住民として永住の意志をもって居住し、5年以上継続して住民登録し、かつ、生活の本拠が平戸市にあること。

### 新規転入者

転入前3年以上、平戸市以外に住民登録していた人で、本市に定住を目的として住所を定め5年を経過していないもの又は本市に定住を目的として住所を定める旨の誓約書を提出したものの。

### Uターン者

新規転入者のうち過去市内に住所を有していたもの。

### 市内在住者

市内に住所を有するもの(住民登録している人)。

### 新築

自己の居住の用に供するための建物を新たに建設し、居住の用に供したことがない住宅(建設工事の完了の日から起算して1年を経過されたものを除く。)をいう。ただし、相続、贈与、その他取得対価を伴わない事由により建物を取得した場合を除く。

### 中古住宅

過去に人の居住のために使用されていた物件で、売却又は5年以上引き続き賃貸できる物件で、平戸市の空き家バンクに登録されたもの。

### 市内業者

平戸市内に事務所を有する住宅建設関連業者で、建設業法に基づく許可を受けた法人又は個人で市長が認めるもの。

### 市外業者

平戸市外に事務所を有する住宅関連事業者で、建設業法に基づく許可を受けた法人又は個人で市長が認めるもの。

## ※グリーンヒルズ加算あり

左記補助金のうち、平戸市分譲宅地「グリーンヒルズ」を平戸市から購入し、新築した場合、住宅取得支援事業補助金に20万円を加算します。

## ご注意ください！

以下の要件に該当する場合、補助金の全部又は一部を返還いただきます。

- ①補助金の交付要件を欠くに至ったとき
- ②虚偽、その他の不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき
- ③当該補助金を目的外に使用したとき
- ④補助金の交付を受けた日から **5年以内**に交付対象となった住宅を売り渡し、または居住しなくなったとき
- ⑤その他、補助金交付の規定に違反したとき

事業名	対象者	補助対象住宅等	補助率及び補助額	申請期限	申請種別	申請添付書類
①新規転入者住宅取得支援事業  <small>取得物件確認のため、申請時に日程調整のうえ、ご自宅を訪問させていただきます(外見・内見)。</small>	新規転入者で本市に住所を定め5年以内に住宅を取得したもので、本市に定住及び自治組織に加入する意思を有するもの。  ※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外	市内業者により建設された新築住宅	住宅取得費の10%又は別表(裏面)で算出した価格のいずれか低い額【上限200万円】 ※グリーンヒルズ加算あり	住宅を取得した日(住宅の引渡し日)から1年以内	建築後の申請	①住民票謄本 ②住宅取得に要する経費を明らかにできる書類(売買契約書、工事請負契約書等の写し、見積明細等) ※中古住宅取得の場合、売買契約書等の写し ③市税等の滞納がない旨の証明書 ④取得した建物の登記事項証明書または建築基準法に基づく検査済証の写し ※中古住宅の場合、登記事項証明書 ⑤住宅取得に要した経費を明らかにできる書類(領収書またはこれに準ずるものの写し等) ⑥転入前3年以上、他の市町村の住民基本台帳に登録されていたことを明らかにできる書類(戸籍の附票等) ⑦本市に住所を定める誓約書 ※空き家バンク登録物件を購入し、改修後でなければ本市に住民登録し、物件に居住することができない場合など ⑧その他必要と認める書類
		市外業者により建設された新築住宅	住宅取得費の5%又は別表(裏面)で算出した価格のいずれか低い額【上限100万円】 ※グリーンヒルズ加算あり		建築後の申請	
		中古住宅 <b>(市の空き家バンク制度を利用して売買された空き家バンク登録物件)</b>	住宅取得費の7%又は50万円のいずれか低い額		取得後の申請	
②市内在住者住宅取得支援事業  <small>取得物件確認のため、申請時に日程調整のうえ、ご自宅を訪問させていただきます(外見・内見)。</small>	市内在住者で新たに住宅を取得するもので、本市に定住及び自治組織に加入する意思を有するもの。  ※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外	市内業者により建設された新築住宅	住宅取得費の3%又は30万円のいずれか低い額。ただし、高校生以下の児童・生徒が同居する場合、1人につき10万円を加算する。 ※グリーンヒルズ加算あり	住宅を取得した日(住宅の引渡し日)から1年以内	建築後の申請	
③中古住宅改修費用支援事業  <small>改修物件確認のため、申請時及び改修後に日程調整のうえ、ご自宅を訪問させていただきます(外見・内見)。</small>	<b>市の空き家バンク制度を利用して</b> 中古住宅を取得又は賃借した新規転入者で、本市に定住及び自治組織に加入する意思を有するもの又は市内に中古住宅を所有しているもの。  ※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外	平戸市の空き家バンクに登録した物件で、 <b>居宅の用に供するため改修する経費及び放置されていた家財道具の撤去費用</b> 。ただし、市の交付決定日以後の経費に限る。  <small>【中古住宅を所有している人へ】 空き家バンク登録物件の早期成約につなげることを目的として、事前に改修する場合にご利用ください(成約相手方・候補者が決まってからの改修は不可)。また、前述の目的により補助するため、改修後は引き続き空き家バンクに登録し、交渉・成約は空き家バンク制度を利用することを願います。</small>	補助対象経費の1/2以内とし、50万円を限度とする。	中古住宅を取得又は賃借した日から1年以内。 ただし、市内に中古住宅を所有している者が行う場合は、この限りでない。	<b>事業着工前に申請を行う必要があります。</b>	①住民票謄本 ②建物の登記事項証明書 ③住宅改修に要する経費を明らかにできる書類(工事請負契約書等の写し、見積明細等) ④住宅改修に要した経費を明らかにできる書類(領収書またはこれに準ずるものの写し等) ⑤事業にかかる改修前、改修後の写真 ⑥転入前3年以上、他の市町村の住民基本台帳に登録されていたことを明らかにできる書類(戸籍の附票等) ⑦市税等の滞納がない旨の証明書 ⑧本市に住所を定める誓約書 ※空き家バンク登録物件を購入し、改修後でなければ本市に住民登録し、物件に居住することができない場合など ⑨その他必要と認める書類
④Uターン者促進住宅改修支援事業  <small>改修物件確認のため、申請時及び改修後に日程調整のうえ、ご自宅を訪問させていただきます(外見・内見)。</small>	Uターン者で、本市に定住及び自治組織に加入する意思を有するもの又は移住したものの親族(4親等まで)で市内に戸建て住宅を所有しているもの。  ※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外	Uターンした移住者又はその親族(4親等以内)が所有する市内の空き家(一戸建て住宅)で、移住者の <b>居宅の用に供するため改修する経費</b> 。ただし、市の交付決定日以後の経費に限る。	補助対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。ただし、高校生以下の児童・生徒が同居する場合、1人につき10万円を加算する。	Uターン者が本市に転入した日から5年以内。又は、転入前の改修については、転入前1年以内。	<b>事業着工前に申請を行う必要があります。</b>	“中古住宅改修費用支援事業”の添付書類に加え、下記の書類を添付 ○戸籍謄本 ※戸籍謄本で申請者と改修物件所有者が親族(4親等以内)であるか確認ができない場合、別途確認できる書類をご提出ください。 ○Uターン者であることが確認できる書類
⑤移住費用支援事業	新規転入者で、本市に定住及び自治組織に加入する意思を有するもの。  ※平戸市職員並びにその同居の親族は、対象外	市外から平戸市へ移住する際に生じる <b>荷物運搬料及び交通費</b> (有料道路代、燃料費等)	補助対象経費の2/3以内とし、20万円を限度とする。	本市に転入した日から1年以内	転入後の申請	①住民票謄本 ②移住する際に生じた荷物運搬料及び交通費に係る領収書等 ③市税等の滞納がない旨の証明書 ④転入前3年以上、他の市町村の住民基本台帳に登録されていたことを明らかにできる書類(戸籍の附票等) ⑤その他必要と認める書類

## 新規転入者 住宅取得支援事業に係る別表

対象経費	新築面積 (㎡)	算出価格
市内業者による建築	1㎡以上 ~ 100㎡未満	170,000円×面積×10%
	100㎡以上 ~ 150㎡未満	162,000円×面積×10%
	150㎡以上 ~ 200㎡未満	153,000円×面積×10%
	200㎡以上 ~	145,000円×面積×10%
市外業者による建築	1㎡以上 ~ 100㎡未満	170,000円×面積×5%
	100㎡以上 ~ 150㎡未満	162,000円×面積×5%
	150㎡以上 ~ 200㎡未満	153,000円×面積×5%
	200㎡以上 ~	145,000円×面積×5%

※平戸市移住定住環境整備事業補助金要綱 別表第2(第3条関係、第4条関係)

## R4年度 親子でスマイル住宅支援事業補助金のご案内

中古住宅の流通及び改修による性能向上・空き家の抑制を図るため、多子世帯や新たに職住近接・育住近接を実現するために住宅を改修する方や中古住宅を取得する方に対し、下記の制度を設けています。

対象者	メニュー※2※3	補助額
<b>多子世帯</b> ①18歳未満の子が3人以上(妊娠中を含む)の世帯 ②18歳未満の子が2人で3人目を希望する世帯	(1)中古住宅を取得 (2)中古住宅取得の際に合わせて行う改修工事	補助対象経費の1/5 (上限50万円)
<b>職住近接世帯</b> ①18歳未満の子がいる世帯で、夫婦のいずれかが通う職場に今より移動時間が短くなる住宅に居住する世帯 ②18歳未満の子がいる世帯で、転居した住宅に夫婦のいずれかの職場を設けて居住する世帯	(3)中古住宅を取得 (4)中古住宅の改修工事	
<b>育住近接世帯</b> ①子育て世帯で、保育園等に今より移動時間が短くなる住宅に居住する世帯 ②新たに3世代で同居もしくは近居する世帯		
同居…同一世帯に居住すること 近居…平戸市内に居住すること ※1		

※1 令和4年3月31日以前に同居・近居している場合は、補助の対象となりません。

※2 リフォーム工事については、市内に本社を有する法人若しくは県内に本社を有し、かつ、市内に支店、営業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工するものに限りです。

※3 対象となる工事は、①間取りの変更等 ②キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修・増設 ③バリアフリーリフォーム ④屋根・天井・外壁・床・窓の断熱改修 です。

申請添付書類(共通の①~⑦と該当する(1)~(4)の書類を準備)	
共通	①戸籍謄本 ②世帯全員の住民票 ③出産予定である場合は、母子健康手帳の写し等 ④世帯全員の市税を滞納していないことが確認できる書類(納税証明等) ⑤住宅の取得に係る経費が分かるもの ⑥事業前アンケート ⑦その他市町が必要と認める書類
(1)中古住宅を取得(多子世帯)	ア 建物の登記事項証明書 イ 現況写真(補助対象住宅の全景写真) ウ 住宅の取得に係る経費が分かるもの
(2)中古住宅取得の際に合わせて行う改修工事(多子世帯)	ア 建物の登記事項証明書、固定資産税納税通知書、家屋台帳等、補助対象住宅の所有者等が確認できるもの イ 現況写真(補助対象住宅の全景写真及び補助を受ける改修工事の部分、部位並びに設備ごとに着工前の状況を撮影したもの) ウ 改修部分の平面図(改修工事前後) エ 工事見積書の写し
(3)中古住宅を取得(職住近接又は育住近接)	”(1)中古住宅を取得(多子世帯)”に加え下記書類を添付 ○近接の要件が確認できるもの(3世代近居を行う場合には、近居の要件が確認できるもの)
(4)中古住宅の改修工事(職住近接又は育住近接)	”(2)中古住宅取得の際に合わせて行う改修工事”に加え下記書類を添付 ○近接の要件が確認できるもの(3世代近居を行う場合には、近居の要件が確認できるもの)